

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月16日（平成28年（行個）諮問第101号）

答申日：平成29年3月13日（平成28年度（行個）答申第198号）

事件名：本人からの回答要求書に関して職業安定局から特定労働局に送付された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「異議申立人が平成27年特定月日付で職業安定局に送付した回答要求書に対し、職業安定局から特定労働局に送付された、異議申立人に対する回答についての指示等を記載した文書、並びにメール等」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年2月5日付け厚生労働省発職0205第3号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

対象となる保有個人情報は、厚生労働省職業安定局首席職業指導官室が作成したものであり、処分の理由は虚偽である。

（2）意見書

ア 開示請求の対象となるメールについて

a 開示請求の対象について

開示請求の対象は「異議申立人に対する回答についての指示等を記載した文書、並びにメール等」であり、回答そのものが記載されていないことは、対象文書から除外する理由とはならない。異議申立人に提示するコンメンタールが添付されている以上、メール本文には関連する内容が記載されているはずである。もし仮に、記載されていなかったとしたら、電話にて特定労働局に指示していたとしても、メールの運用について、社会人として欠格していると言わざ

るを得ない程度であり，厚生労働省がそのような職員を保有していることは問題である。

b 職業安定局から特定労働局への指示について

メールに判断根拠となるコンメンタールを添付しているという一点についてのみ見たとしても，対象となるメールは指示の一部となる。異議申立人に対する回答そのものをメールで指示していないことと，メールで回答に関する指示を行っていないことは同義ではない。

c 公文書性について

コンメンタールが行政文書でないことは当然であるが，それをもって対象となるメールが行政文書から除外される理由とはならない。単に，開示の対象外となる部分を含んだ行政文書である。

d 特定労働局の不開示決定について

特定労働局は，対象のメールが開示対象であること，並びに削除したことを認めた上で，不存在による不開示決定を行っている。

e メール削除について

メールは送信者の端末，メールサーバー，受信者の端末に記録される。それぞれパソコンにて送受信を行っていると推察するが，パソコンの性質上，それぞれの端末上で一般的な操作により削除したとしても，専用のソフトウェアを用いれば復元は可能である。

削除に問題がなかったと主張するのであれば，今回の諮問に当たり，復元されたメールを，情報公開・個人情報保護審査会に，証拠として提出すべきであると思料する。

イ 開示請求手続について

a 開示請求の目的

本開示請求の目的は，特定職員の回答における「職業安定所の求人，事業主として申込みをしているにすぎず，労働者の募集には当たらない。また，職業紹介事業者を罰する法律は存在しない。」という点において，裁判所にて，この回答が法的に問題ないかを確認する訴訟を提起するため，厚生労働省が上記回答を行ったことの根拠として，開示を求めるものである。

本諮問に係る厚生労働省の理由説明書には，申立人の主張を「独自の主張」と記載していることから，職業安定法65条について特定職員の回答通りであると，厚生労働省としての公式な回答を行っている。これにより，厚生労働省の回答が書面で手に入っているため，申立人の目的はおおむね達成されている。

なお，職業安定法，厚生労働省職業安定局の作成した労働者募集業務取扱要領（以下「労働者募集業務取扱要領」という。）及びコ

ンメンタールには、厚生労働省の回答を裏付ける記載はない。また、特定労働局職業安定課の初期回答からも、職業安定所の求人掲載は労働者の募集に当たることが、社会通念上正しい認識であることに疑う余地はない。

さらに、厚生労働省の主張が正しいとすると、求人について、新聞の掲載は新聞社に申込みをしたにすぎず、雑誌への掲載は、雑誌社に申込みをしたにすぎないとなり、労働者募集業務取扱要領と矛盾する。また、事業主は労働者の募集をしていないのに、求職者が勝手に応募しているということになる。

つまり、今回の厚生労働省の回答こそが独自の主張と言わざるを得ない。

b 開示請求書の取扱いについて

異議申立人の提出した異議申立書の第3にあるとおり、特定労働局は、異議申立人の提出した行政文書開示請求に対し、補正依頼を行っているが厚生労働省はこれを行っていない。にも関わらず、同内容で行った保有個人情報開示請求において、請求を取り下げるよう、甲第11号証の連絡書を提出している。

手続として一貫しておらず、不自然な流れである。

また、甲第2号証の回答要求書について、厚生労働省職業安定局に対し、書面での回答を求めていたものを、特定労働局から申立人に対し、電話にて回答している。

一連の対応から、厚生労働省は内々に処理しようとしていたと考えられ、理由説明書におけるメールの削除理由も理由になっておらず、正当な理由でない意図によって対象文書を削減したと考えるのが妥当である。

ウ 開示請求の結果について

開示対象のメールを削除したために、不存在による不開示となることは妥当な判断であると考えられる。しかしながら、不開示の理由として、作成・取得していないという理由は認められない。既に特定労働局において、対象のメールが開示対象であることは確認され、その上での決定通知も済んでいるのである。

また、厚生労働省は、理由説明書にて、メール自体を作成したことは記載のとおりである。

よって、少なくとも原処分理由については虚偽であり、不開示であっても、理由について訂正された決定を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、本件対象文書を保有していないため、法18条

2 項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

2 理由

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下、第3においては「申立人」という。）が平成27年1月5日付けで行った「申立人が平成27年特定月日付で職業安定局に送付した回答要求書に対し、職業安定局から特定労働局に送付された、申立人に対する回答についての指示等を記載した文書、並びにメール等」（本件対象文書）の開示請求に対し、厚生労働大臣が平成28年2月5日付け厚生労働省発職0205第3号により行った不開示決定（原処分）を不服として、平成28年3月17日付け（同月18日受付）をもって提起されたものである。

(2) 本件対象文書を保有していないことについて

申立人は、「職業安定局から特定労働局への指示はメールで行われている」旨主張しているが、今般、諮問庁において確認したところ、職業安定局から特定労働局に対し、申立人に対する回答そのものをメールで指示した事実はない。

なお、職業安定法の解釈については、職業安定局と特定労働局との間で電話により確認したほか、職業安定局から特定労働局に対して、参考資料として、職業安定法のコンメンタルの該当部分を添付したメール（以下「本件メール」という。）を送付した事実は確認された。

しかし、本件メールに関し、コンメンタルは書籍であって、不特定多数の者に販売することを目的として発行されたものであることから、そもそも行政文書には該当しないと考え、本件メールは開示請求時点において既に削除済みであった。

なお、当該コンメンタルの該当部分については、その写しを原処分時に職業安定局から申立人に対して参考として送付し、情報提供を行っている。

3 結論

以上のとおり、不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年6月16日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月15日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成29年2月14日 | 審議 |
| ⑤ 同年3月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「異議申立人が平成27年特定月日付で職業安定局に送付した回答要求書に対し、職業安定局から特定労働局に送付された、異議申立人に対する回答についての指示等を記載した文書、並びにメール等」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、法18条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対して、異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3)において、本件対象保有個人情報について、以下のとおり説明する。

異議申立人は、「職業安定局から特定労働局への指示はメールで行われている」旨主張しているが、今般、諮問庁において確認したところ、職業安定局から特定労働局に対し、申立人に対する回答そのものをメールで指示した事実はない。

なお、職業安定法の解釈については、職業安定局と特定労働局との間で電話により確認したほか、職業安定局から特定労働局に対して、参考資料として、職業安定法のコンメンタールの該当部分を添付したメール(本件メール)を送付した事実は確認された。

しかし、本件メールに関し、コンメンタールは書籍であって、不特定多数の者に販売することを目的として発行されたものであることから、そもそも行政文書には該当しないと考え、本件メールは開示請求時点において既に削除済みであった。

なお、当該コンメンタールの該当部分については、その写しを原処分時に職業安定局から申立人に対して参考として送付し、情報提供を行っている。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 異議申立人から職業安定局に対し回答要求書が送付されたが、回答義務が発生するものではないことから、異議申立人に対し、文書等による回答は行っていない。しかしながら、電話により、特定労働局に職業安定法の解釈について同人に回答するよう指示をし、同労働局には、参考資料として根拠となるコンメンタールの該当部分を添付したメールを送信した。したがって、職業安定局から特定労働局に対し、

異議申立人に回答するよう文書及びメールで指示した事実はない。

イ コメントの送信メールは、保存期限1年未満の行政文書に該当し、このような文書は、職務遂行上利用しなくなった時点で廃棄することとしていたことから、担当者は、送信後直ちに本件メールを削除したものである。

なお、厚生労働省から労働局に対して送付するメールは、共働支援システムのメールアドレスを使用している。同システムにおいては、送信者がメールを削除する場合もしない場合も、送信日から3週間を経過するとメールはサーバーから自動的に削除され、復元できない。

ウ 担当者に確認したところ、本件メールはプリントアウトをしていないということであった。

念のため、本件メールの紙媒体及び指示文書について、執務室内等の探索を指示したが、当該メール等を保有していないことを確認した。

(3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明には、不自然、不合理な点は認められず、その他これを覆すに足る事情はうかがえない。

さらに、上記(2)ウの文書探索の範囲及び方法も不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子